

平成 27 年 9 月 29 日
理事長選考会議決定

次期理事長兼学長に求められる要件

急速なグローバル化の進展をはじめとする社会環境の急激な変化のもと、グローバル人材の育成、イノベーションの創出、地域再生・活性化等、大学に対する社会からの期待が高まっている。その様な中、国においては平成 24 年度より国立大学改革強化事業がスタートし、各国立大学は国立大学改革プランに基づく改革を急ピッチで進めている。

本学においては、大阪府立大学とともに新しい大阪の公立大学のあり方について検討を重ね、本年 2 月、「新・公立大学」大阪モデル（基本構想）をとりまとめ、大阪の発展を牽引する「知の拠点」としての新大学のすがたを公表し、新大学の実現に向けて取り組んでいるところである。

本学は、今年度に創立 135 周年を迎えるという歴史を持ち、大阪市内唯一の総合大学として、「国立大学のコピーではない」「大学は都市とともに、都市は大学とともに」という建学の精神を基に、市民に親しまれる大学として邁進してきた。

平成 24 年度からの第二期中期計画においては、「都市を学問創造の場と捉える」という本学の理念のもと、社会が求めるグローバル人材や地域で活躍する人材の育成、また関西を視野に入れ都市の施策や地域の活性化に貢献することを今後の使命として、「都市大阪のシンクタンク、都市科学分野の教育・研究・地域貢献」「専門性の高い社会人の育成」「国際力の強化」を重点的に取り組むべき三戦略として策定し、着実に取り組みを推進してきた。あわせて、安定した経営基盤を構築し、効果的に戦略を進めていくため「大学改革プラン」を策定し、理事長兼学長の強力なリーダーシップによる戦略的で一体的な運営の実現を目指し、経営改革にも精力的に取り組んできた。

現在、第二期中期計画は 3 年目の折り返しを過ぎ、その成果を取り纏めていくとともに課題を精査し、第三期に繋がる展開を図っていく時期となっている。

そして今後、第三期においては、大阪のグローバルな発展を牽引する存在として、これからの都市大阪の公立大学に求められる新しい大学像を見据え、更なる大学改革を実現していかなければならない。

1 求められる要件

- (1) 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大阪市立大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有すること。

- (2) 大阪市立大学の理念・教育研究の基本方針を実現すべく、将来のビジョンと方向性を明確に示すことができ、かつ、その活動を担う大学構成員の幅広い支持が得られるよう、丁寧な会話やコミュニケーションを図ることができること。
- (3) 大学内外の様々な情勢変化に対し、高所から俯瞰して速やかに改革進路を舵取りできる機動性と柔軟性を有し、かつ、強力なリーダーシップを発揮して大学改革を推進・実現していく実行力を有すること。
- (4) 安定的で自律した経営基盤を確立するため、たゆまぬ経営努力と効果的・効率的に法人を運営する能力を有するとともに、関係諸機関との調整力を有すること。

2 直面する具体的課題

- (1) 戦略的な教育研究活動の展開のために必要な研究院体制を構築すること。
- (2) 外国語教育の強化をはじめとした全学共通教育の改革を進めるとともに、その実施体制を構築すること。
- (3) 時代の要請に応える社会人教育の改革を中心に経済・経営分野での教育研究組織の改革を行うとともに、新しい大学像を見据えた理工分野での展開を検討すること。
- (4) グローバル人材育成や社会人教育の拠点・国際交流拠点としての機能を持つグローバルキャンパスの実現に向け、関係各方面と協議を進めるとともに、大阪府立大学との更なる連携強化を図ること。
- (5) 先制医療開拓や先端予防医療研究の充実、健康科学分野での共同研究等の充実により、健康社会実現への貢献を促進すること。

次期理事長兼学長予定者略歴

荒川 哲男 (あらかわ てつお)

現 大阪市立大学医学部長・大学院医学研究科長



□生年月日

昭和 25 年 4 月 16 日生 (65 歳)

□学歴

昭和 56 年 3 月 大阪市立大学大学院医学研究科内科学専攻内科学第 3 課程修了

□学位

昭和 56 年 3 月 医学博士 (大阪市立大学)

□職歴

昭和 50 年 大阪市立大学医学部附属病院臨床研修医
昭和 56 年 大阪市立大学医学部助手
平成 12 年 大阪市立大学医学部教授
平成 16 年 大阪市立大学医学部附属病院副院長
平成 24 年 大阪市立大学医学部長・大学院医学研究科長

□賞罰

平成 2 年 日本消化器学会奨励賞

□主な教育研究業績

平成 10 年 Bioregulation and Its Disorders in the Gastrointestinal Tract.
Blackwell Science Japan, Tokyo (編集)
平成 12 年 上部消化管内視鏡研修の skill & spirit. メディカル朝日、東京 (編集)

□学界及び社会における主な活動等

平成 2 年 米国カリフォルニア大学アーバイン校内科学客員教授
平成 4 年 日本潰瘍学会理事
平成 6 年 日本消化管学会理事
平成 25 年 大阪府医療対策協議会委員
平成 26 年 全国医学部長病院長会議会長

□その他特記すべき事項

一般財団法人ものづくり医療コンソーシアム理事長

理事長選考会議について

【理事長選考会議とは】

地方独立行政法人法に規定する「学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関」に相当する機関として、公立大学法人大阪市立大学定款の規定により設置。法人の経営審議会からの選出委員3名、大学の教育研究評議会からの選出委員3名の計6名の委員で構成。

【委員構成】

経営審議会 3名	教育研究評議会 3名
野村 正朗【議長】 (学校法人帝塚山学院 理事長)	石河 修 (理事兼病院長)
土屋 隆一郎 (西日本旅客鉄道株式会社 元副社長)	清田 匡 (経営学研究科長・商学部長)
柏木 孝 (副理事長)	日野 泰雄 (工学研究科長・工学部長)

(参照)

地方独立行政法人法（平成十五年七月十六日法律第百十八号）（抄）

（理事長の任命の特例等）

第七十一条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとするができる。

2 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長（以下この章において「学長となる理事長」という。）の任命は、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。

3 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関（学長となる理事長又は第五項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第五項の規定により選考するために、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。）の選考に基づき行う。この場合において、学長となる理事長で二以上の大学の学長となるものの任命に係るこれらの大学に係る選考機関の選考の結果が一致しないときは、前項の申出は、定款で定めるところにより、これらの選考機関の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。

4 選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第七十七条第一項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第三項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出さ

れた者により構成するものとする。

5 第一項ただし書の規定により学長を理事長と別に任命するものとされた大学（以下この章において「学長を別に任命する大学」という。）の学長の任命は、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づき、理事長が行う。

6 第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

7 第五項の規定により任命された学長を別に任命する大学の学長は、第十四条第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の副理事長となるものとする。

8 公立大学法人（第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものに限る。）の理事長は、第十四条第一項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、設立団体の長が任命する。

9 公立大学法人の副理事長（第七項の規定により副理事長となるものを除く。）及び理事は、第十四条第三項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、理事長が任命する。この場合においては、同条第四項の規定を準用する。

公立大学法人大阪市立大学定款

(理事長の任命等)

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、市長が行う。

2 理事長は、市立大学の学長となるものとする。

3 理事長を選考するため、理事長選考会議を置く。

4 第1項の法人の申出は、理事長選考会議の選考に基づき行う。

5 理事長選考会議は、委員6人で構成し、委員は、次に掲げる者各同数をもって充てる。

(1) 第17条第2項第2号から第4号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者

(2) 第20条第2項第2号から第5号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究評議会において選出された者

6 前項第1号に掲げる者のうち1人は第17条第2項第2号又は第3号に掲げる者、前項第2号に掲げる者のうち1人は第20条第2項第3号に掲げる者でなければならない。

7 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 議長は、理事長選考会議を主宰する。

9 第5項から前項までに定めるもののほか、議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が同会議に諮って定める。

公立大学法人大阪市立大学理事長選考会議規程

(平成19年9月14日理事長選考会議決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪市立大学定款（平成16年大阪市議会議決。以下「定款」という。）第10条の規定に基づき、公立大学法人大阪市立大学理事長選考会議（以下「選考会議」という。）の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事長の選考に関する事
- (2) 理事長の任期に関する事
- (3) 理事長の解任に関する事
- (4) その他選考会議の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 定款第17条第2項第2号から第4号までに掲げる経営審議会の委員の中から経営審議会において選出された者3名
 - (2) 定款第20条第2項第2号から第5号までに掲げる教育研究評議会の委員の中から教育研究評議会において選出された者3名
- 2 前項第1号に掲げる委員のうち1名は、定款第17条第2項第2号又は第3号に掲げる者、前項第2号に掲げる委員のうち1名は、定款第20条第2項第3号に掲げる者でなければならない。
- 3 委員が理事長の候補者として推薦されたときは、当該委員は、委員を辞さなければならない。
- 4 委員が前項その他の事故により欠員となった場合は、選考会議は、速やかに委員を補充しなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、経営審議会又は教育研究評議会の委員としての任期と同一とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。

- 2 議長は、選考会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 選考会議の会議は、議長が招集する。

- 2 選考会議は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第3条第1項第1号及び第2号に掲げる委員が、それぞれ2名以上出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 選考会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、特に必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

(議決事項)

第7条 選考会議は、会議において議決された事項を、遅滞なく理事長並びに経営審議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 選考会議の事務は、法人運営本部企画総務課において行う。

(施行の細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、選考会議の議を経て議長が定める。

附 則

この規程は、平成19年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

公立大学法人大阪市立大学理事長選考規程

(平成 25 年 11 月 27 日理事長選考会議決定)
最近改正 平成 27 年 10 月 8 日理事長選考会議決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪市立大学（以下「法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第 2 条 公立大学法人大阪市立大学定款(平成 16 年市会議決。以下「定款」という。) 第 10 条第 4 項に規定する理事長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときに、理事長を選考する。

- (1) 理事長の任期が満了するとき
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき
- (3) 理事長が欠員となったとき
- (4) 理事長が解任されたとき

2 前項の規定による選考は、前項第 1 号に該当するときは任期満了 60 日前までに、同項第 2 号から第 4 号までに該当するときは速やかに行うものとする。

(理事長の資格)

第 3 条 理事長候補者として推薦を受ける者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大阪市立大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。

(候補者の推薦)

第 4 条 選考会議が、理事長候補者として推薦を受ける者については、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事長・学長・選考委員を除く経営審議会委員、学長・選考委員を除く教育研究評議会委員、事務部長級以上職員のうちから 3 名以上の推薦を受けかつ本人同意を得たる者
- (2) 専任教職員（公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する者及び大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則第 2 条に規定する者）のうち 10 名以上の推薦を受けかつ本人同意を得たる者
- (3) 選考会議は、前 2 項の規定により推薦されたる者以外に 2 名以内を、本人の同意を得て推薦することができる。

(選考方法)

第5条 選考会議は、理事長の選考にあたって、前条により推薦を受けた者を基に、理事長選考対象者を選定する。

2 選考会議は、理事長選考対象者を選定したときは、その旨を速やかに理事長に報告するとともに、公示しなければならない。

3 選考会議は、選考対象者に対して、理事長に就任した場合の所信の提出を求めるほか、必要な事項の確認を行う。

4 選考会議は、選考対象者に対して、提出書類及び面接により審査を行い、最終的に1人を理事長予定者として選考する。

(結果の通知等)

第6条 選考会議の議長は、理事長選考の結果を速やかに法人に通知するとともに、これを公表するとともに、理事長又は理事長の職務を代理し若しくは行う法人の役員（以下「理事長代理」という。）に報告する。

2 理事長又は理事長代理は、前項の報告があったときは、速やかに次期理事長の任命を大阪市長に申し出るものとする。

(委員が候補者となった場合の措置)

第7条 選考会議の委員が理事長候補者となったときは、当該委員は、選考会議の委員を辞さなければならない。

2 前項の規定により選考会議の委員が欠けたときは、選考会議は直ちに委員を補充しなければならない。

(任期)

第8条 理事長の任期は、4年とする。ただし、理事長が辞任、欠員又は解任となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(再任)

第9条 理事長は、再任されることができる。ただし、再任は、1回限りとし、再任の場合の任期は、2年とする。

(解任の申出)

第10条 選考会議は、理事長が次の各号の1に該当するときは、理事長の解任を大阪市長に申し出ることができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき

- (2) 職務上の義務違反があるとき
- (3) 職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、理事長に引き続き当該職務を行なわせることが適当でないとき
- (4) その他理事長たるに適しないと認めるとき

(解任の発議)

第11条 経営審議会又は教育研究評議会は、理事長が前条各号の1に該当すると認めるときは、選考会議に対し理事長の解任を発議することができる。

(解任の審査)

第12条 選考会議は、前条の発議を受けて、理事長の解任について審査を開始する。

2 前項の審査については、理事長選考会議が別に定める。

(解任の手続き)

第13条 選考会議は、前条の審査の結果、理事長の解任の申出を行うと決定したときは、理事長に対し解任の理由を付してその旨を文書により通知するとともに、速やかに理事長の解任を大阪市長に申し出るものとする。

(施行の細目)

第14条 この規程に定めるもののほか、理事長の選考に関し必要な事項は、選考会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年11月27日から施行する。

(公立大学法人理事長任期規程及び公立大学法人大阪市立大学理事長解任規程の廃止)

2 公立大学法人理事長任期規程及び公立大学法人大阪市立大学理事長解任規程は廃止する。

(理事長の任期に関する特例)

3 この規程の施行の際、現に理事長である者の任期は、第8条本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成27年10月8日理事長選考会議決定)

この規程は、平成27年10月8日から施行する。

公立大学法人大阪市立大学理事長選考規程実施細則

(平成 25 年 11 月 27 日理事長選考会議決定)
最近改正 平成 27 年 11 月 6 日理事長選考会議決定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公立大学法人大阪市立大学理事長選考規程（平成 25 年 11 月 27 日理事長選考会議決定。以下「理事長選考規程」という。）第 4 条の規定に基づき、理事長選考の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(候補者の推薦)

第 2 条 理事長選考規程第 4 条第 1 項第 1 号から 3 号に規定する推薦は、理事長候補者推薦書（様式第 1）に本人の同意書（様式第 2）および履歴書（様式第 3）を添えて、選考会議に対して行う。

2 第 1 項に規定する推薦にあたっては、教職員は、複数の理事長候補者の推薦者になることはできない。

(理事長選考対象者の所信)

第 3 条 理事長選考対象者となった者は、理事長選考会議に対して所信表明（様式第 4）を提出するほか、面接において質疑を受けるものとする。

(再選考)

第 4 条 次期理事長予定者が理事長就任を辞退したとき又は理事長に就任することができなくなったときは、選考会議は、再選考を行うことができる。

2 選考会議は、前項による再選考を行うことが困難であると判断した場合は、再選考の方法を審議するものとする。

(雑則)

第 5 条 この細則に定めるもののほか、理事長選考の実施に関し必要な事項は、選考会議が定める。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 29 日理事長選考会議決定）

この細則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 6 日理事長選考会議決定）
この細則は、公布の日から施行する。

様式第 1（第 2 条関係）

○理事長候補者推薦書

様式第 2（第 2 条関係）

○同意書

様式第 3（第 2 条関係）

○履歴書

様式第 4（第 3 条関係）

○所信表明

様式第1（第2条関係）

理事長候補者推薦書

年 月 日

公立大学法人大阪市立大学理事長選考会議議長 殿

推薦代表者

氏 名

㊟

私共は、本人の同意を得て、次の者を公立大学法人大阪市立大学理事長候補者として、別紙履歴書を添えて推薦します。

なお、理事長候補者選考の過程で、この推薦書に記載された推薦理由が大阪市立大学内において公表されることを了承します。

推薦者 所属・氏名（代表者以外）

_____ ㊟	_____ ㊟
_____ ㊟	_____ ㊟
_____ ㊟	_____ ㊟
_____ ㊟	_____ ㊟
_____ ㊟	_____ ㊟
_____ ㊟	_____ ㊟
_____ ㊟	_____ ㊟
_____ ㊟	_____ ㊟
_____ ㊟	_____ ㊟
_____ ㊟	_____ ㊟

(ふりがな) 理事長候補者氏名	
現職名又は最終職名	
推薦理由（1,500字程度）	

(注) 次期理事長兼学長に求められる要件を踏まえた推薦理由を記載してください。

様式第2（第2条関係）

同 意 書

私は、このたび、公立大学法人大阪市立大学理事長候補者として推薦されることについて、同意します。

年 月 日

氏 名

印

様式第3 (第2条関係)

履 歴 書

(ふりがな) 氏 名			男 ・ 女
生年月日	年 月 日生 (歳)		
現住所			
学 歴	年 月	事 項	
学 位 免許・資格	年 月	事 項	
専門分野			
職 歴	年 月	事 項	
賞 罰	年 月	事 項	
主な教育研究業績 (5件以内)	年 月	事 項	
学界及び社会にお ける活動等	年 月	事 項	
その他特記すべき 事項			
<p>私は、理事長候補者選考の過程で、この履歴書の内容が大阪市立大学内において公表されることに同意します。</p> <p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ⑩</p>			

様式第4（第3条関係）

所 信 表 明

(ふりがな) 氏 名	
次期理事長兼学長に求められる要件（本文、「1 求められる要件」、「2 直面する具体的課題」）（別紙参照）のすべての項目について、記載してください。（8,000字程度）	
<p>私は、理事長候補者選考の過程で、この所信の内容が大阪市立大学内において公表されることに同意します。</p> <p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 ㊟</p>	